

平成 24 年 6 月 20 日

こころの健康推進議員連盟

会 長 石毛 鏡子様

事務局長 梅村 聡様

公益社団法人全国精神保健福祉会

理事長 川崎洋子

「こころの健康基本法案（仮称）骨子（未定稿）」への意見

日頃精神障がい者及びその家族に関してご高配を賜り、感謝申し上げます。

この度の「こころの健康基本法案（仮称）骨子（未定稿）」に関し、精神障がい者の家族会である当会の意見を申し述べます。

さて、「こころの健康基本法」制定に向けて、40 万を超えるであろう精神障がい者の家族が署名を致しました。街頭署名にも懸命に取り組みました。そのエネルギーをもたらしたものは、現在の精神科医療、保健、福祉の状況をより良くしたい、当事者、家族が安心して、満足できる医療、福祉のサービスを受けたい、当事者・家族の必要に沿ったサービスを実現して欲しい、そうした希望と期待が家族を動かしました。また今後精神疾患に罹患した人々が、現在のような悲しみ、苦しみ、不安を持たないよとの思いもあります。また国民全体の心の健康を大切にしたいという気持ちもありました。こうしたことは立場を超えて関係者が望むことであると確信しています。

しかし、この度目にした法案骨子（未定稿）は、必ずしも家族の期待にこたえるものではありません。我々は法律の専門家ではありませんが、「基本法」は個別法の上位にあって、あるべき理念や目標を定めるものと認識しています。その認識の上で、以下の内容を提言します。

記

1、第一 総則 一 目的、極めて分かりにくい表現であるため、以下のように改める。

『この法律は、すべての国民が、こころの健康状態にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、こころの健康状態によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、こころの健康を保持する環境の整備、改善等に係る施策（以下「こころの健康環境の整備等に係る施策」という。）に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、関係者及び国民の責務を明らかにするとともに、こころの健康環境の整備等の施策の基本となる事項を定めること等により、

こころの健康環境の整備等に係る施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。心の健康に関する既存の法律はこの基本法によって順次改正を行うものとする。』

2、二 定義 以下の文章に改める。

『この法律において「こころの健康」とは、人が、個人として尊厳を保持され、精神疾患の有無にかかわらず、精神的におよび社会的に充実した日常生活又は社会生活を営むことができている状態にあることをいう。

3、第二 こころの健康環境基本計画

二 都道府県こころの健康環境計画

3 として以下の文章を加える。

『3 特別区、政令指定都市にあつては、1 および2 に準ずるものとする。』

4、三 基本理念

①基本理念の2として以下の文章を入れる。骨子における3は削除。

『2 全ての国民は、保健、医療及び福祉の社会的支援を受け、自らが選択する地域において生活することができること。』

②基本理念の4として以下の文章を入れる。

『4 こころの健康を保持する施策は、保健、医療、福祉サービス（以下単にサービスという）を利用する当事者、家族等の意向を尊重して策定し、実施し、評価されなければならないこと。』

5、四 責務

4 関係者の責務

「医師その他のサービスを提供する者その他の関係者は、国及び地方公共団体が講ずるこころの健康環境の整備等に係る施策に協力し、こころの健康の保持に努めるとともに」とし、「寄与するよう」を削除する。

6、第三 基本的施策

一の1 ②として

『②家庭・地域・学校・職場等におけるこころの健康の環境整備についての抜本的な対策。』を入れる。

一の2 地域こころの健康環境センター

(2)④として以下の文章を入れる。

『④訪問型の医療・福祉サービス（アウトリーチ）の提供機能を担う体制を早急に確保するよう努めるものとする。』

一の2 (6)として以下の文章を入れる。

『(6) 地方公共団体は、(2)④の体制の確保に当たっては、日常生活圏域(地方自治体が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、こころの健康に係る施設等の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域をいう)を単位とすること。』

二 家族・擁護者支援の体制の整備、相談・支援専門職の創設等

「家族・擁護者が短期間休養するために必要となる居室を確保するための措置」の後に以下の文章を加える。

『訪問型の医療・福祉サービス(アウトリーチ)等の施策を講ずるものとする』

三 情報の収集提供及び国民の啓発

2として以下の文章を入れる。

『2 小学校、中学校、高等学校の教育現場で、年齢に応じて、精神疾患について正しい理解ができる教育を実施すること。』

精神保健福祉普及習慣については3とする。

五 2

「国及び地方公共団体は、こころの健康環境の整備等に係る施策を客観的かつ多角的に評価する制度(市民参加型)を整備するために必要な施策を講ずるものとする。」に(市民参加型)を加える。

以上